

# さくらの里山科・(介護予防) 短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人心の会

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心の会が運営するさくらの里山科（以下「事業所」という）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下合わせて「事業」という）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した快適な日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、及び機能訓練、その他の援助を行う。また、要介護者等が心身ともに活発な生活を送ることができるよう、趣味活動、その他の支援を行い、同時に多様な日常生活を通した生活リハビリ支援を行うことにより、自立支援を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称、所在地、および種別は次のとおりとする。

- ①名 称 さくらの里山科
- ②所在地 神奈川県横須賀市太田和5丁目8番地1
- ③種 別 指定短期入所生活介護事業  
指定介護予防短期入所生活介護事業

(営業日)

第4条 本事業の営業日は月曜日から日曜日までの週7日とする。祝祭日も営業する。

## 第2章 職員および職務内容

(職員の職種、員数および職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）  
事業所の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
- ② 事務員 5名（常勤兼務1名、非常勤兼務4名）  
事業所の庶務および会計事務を行う。
- ③ 生活相談員 3名（常勤兼務3名・介護支援専門員）  
利用者の日常生活についての相談、援助、および短期入所生活介護計画作成の補助を行う。また、入退所に関する業務を行う。
- ④ 介護職員 11名以上（常勤専従6名、非常勤専従5名以上）  
利用者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
- ⑤ 看護職員 5名以上（常勤兼務2名、非常勤兼務3名以上）  
利用者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。
- ⑥ 栄養士 2名（常勤兼務2名）  
給食献立の作成、利用者の栄養指導を行う。
- ⑦ 調理師 4名以上（常勤兼務3名、非常勤兼務1名以上）  
栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

- ⑧ 調理職員 4名以上（非常勤兼務4名以上）  
調理師の指導のもと、調理業務を行う。
- ⑨ 運転手 2名以上（非常勤専従2名以上）  
利用者の送迎を行う。
- ⑩ 医師 1名（常勤兼務）  
利用者の診察、健康管理および保健衛生指導を行う。

（職員の勤務体制等）

第6条 事業所の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

2 管理者は毎月の勤務割表を、その前月の25日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。

3 管理者は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

（職員の勤務時間）

第7条 職員の勤務時間は、次のとおりとする

- ① 7時～16時
- ② 8時30分～17時30分
- ③ 10時～19時
- ④ 13時～22時
- ⑤ 7時～11時
- ⑥ 10時～14時
- ⑦ 14時～18時
- ⑧ 18時～22時
- ⑨ 22時～翌朝7時（夜勤勤務）

### 第3章 利用定員

（定員）

第8条 事業所の利用者の定員は、20名とする。

2 利用者の生活の場となるユニットはショート3、ショート4の2ユニットとし、各ユニットの定員は10名とする。

### 第4章 サービスの提供

（サービス内容、手続の説明および同意）

第9条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス（以下「サービス」という）提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（サービス提供拒否の禁止）

第10条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

（受給資格等の確認）

第11条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護・要支援認定の有無および要介護・要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護・要支援認定の申請に係る援助)

第12条 事業所は、要介護・要支援認定を受けていない利用申込者については、要介護・要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、要介護・要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護・要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

## 第5章 サービス内容及び費用の額

(サービスの取扱方針)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たって、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

2 事業所は、サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。

3 事業所は、サービスの提供に当たって、利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。

4 事業所は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止又は介護予防に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切にサービスを提供するものとする。

5 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第15条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。

4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。

5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

6 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

7 事業所は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。

8 事業所は、利用者に対し、その負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

9 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事)

第16条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第17条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第18条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的にこれらの活動を支援するものとする。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図りつつ、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

3 事業所は、利用者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料等)

第19条 利用料は、厚生労働大臣の定める基準の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① 滞在費 日額2,550円

内訳：建設工事費、建設整備に係わる支払利息、事業所に関わる光熱水費、備品購入費、修繕費積み立て、建物管理費、他

② 食費 朝食500円、昼食730円、夕食600円  
おやつ100円

内訳：調理職員人件費、生ごみ処理費、厨房の管理費、食材費(朝食、昼食、夕食、おやつ)他

③ 前2項目に掲げるものの他、事業所において提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費とする。

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受け取るものとする。

3 事業所は、本条に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## 第6章 通常の送迎の実施地域

(送迎)

第20条 事業所は、利用者の心身の状況、家族の状況、環境、周辺を考慮して、適切な送迎サービスを提供するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第21条 通常の送迎の実施地域は横須賀市とする。

## 第7章 事業所の利用に当たっての留意事項

(事業所の利用に当たっての基本留意事項)

第22条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- ① 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
  - ② 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
  - ③ けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- ① 事業所の秩序を乱す行為をしたとき
  - ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
  - ③ 故意にこの規程等に違反したとき

## 第8章 緊急時等における対応方法

（緊急時の対応）

第23条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または事業所の提携医療機関及び代理人、又は家族への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第24条 事業所は、利用者に対する事業所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（事故防止指針）

第25条 事故の発生又は再発防止するため、事故防止委員を設置する。

- 2 事故防止委員は2か月に1回事故防止委員会を開催する。
- 3 事故が発生した際は、発生した部署は経過記録と再発防止策をまとめた事故報告書を事故防止委員に提出する。
- 4 事故防止委員会は事故報告書を分析し、改善策を策定し、それを職員に周知徹底する。
- 5 事故防止委員会は、委員の中から事故防止担当者を任命する。事故防止担当者は、事故防止委員会の業務を推進することに責任を負うものとする。
- 6 事故防止担当者は外部の研修を受け、事故防止に関する理論と最新情報を学び、それを事故防止委員に伝えるものとする。
- 7 事故防止委員は職員に対して、事故防止に関する研修を実施する。

## 第9章 非常災害対策

（非常災害対策）

第26条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

- 2 事業所は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行う。

（業務継続計画の策定等）

第27条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ

るものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第10章 虐待防止のための措置に関する事項

(虐待防止)

第28条 事業所においては、理由の如何によらず、利用者に対する虐待、及び虐待に類する行為は一切禁止する。

- 2 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
  - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 3 職員が利用者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰する。
- 4 事業所長は、職員に虐待禁止の研修教育を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう適切に職員を監督するものとする。

## 第11章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第29条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症の発生、及びまん延を防止するために必要な措置を講ずる。
  - ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ③ 事業所は従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施する。

(備品の防炎加工処理品)

第30条 消防署の指導に基づき、備品のうち、カーテン類、敷物類、壁に掛ける布類（のれん等）は全て防炎加工処理された物とする。また、寝具類（布団、毛布、枕等）及びリネン類（シーツ、カバー等）も可能な限り、防炎加工処理された物とする。

(提携医療機関)

第31条 利用者の日常における健康管理、医療管理及び緊急事態の対応を目的として、衣笠病院と提携する。

(提携歯科医院)

第32条 入居者の日常における口腔状態の管理、口腔ケア及び歯科治療を目的として、太陽の家附属歯科診療所、湘南グリーンクリニックと提携する。

(重要事項の掲示)

第33条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第34条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止)

- 第35条 事業所は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情・相談処理)

- 第36条 事業所は、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情・相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体的拘束等)

- 第37条 事業所においては、利用者の生命、安全の確保のためにやむを得ない場合を除き、利用者の拘束、及び拘束に類する行為は一切行わないものとする。
- 2 利用者の生命、安全の確保のためにやむを得ず拘束等を行う場合は、虐待・身体拘束防止委員会で検討を行い、利用者の家族に事情を説明し、同意を得るものとする。
- 3 上記の事情により拘束等を行った場合は、拘束等の理由、方法、場所、時間、利用者の様子、対応を記録するものとする。
- 4 一日でも早く拘束等を解消するための検討、観察を行い、拘束等が必要な事情が解消された場合は、速やかに拘束等を中止するものとする。
- 5 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 6 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 7 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(会計の区分)

- 第38条 事業所の事業の会計を、その他の事業の会計と区分するものとする。
- 2 事業所の経理は、経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

- 第39条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 事業所は、利用者に対する事業所サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(職員研修)

第40条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- |         |              |
|---------|--------------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内     |
| ② 年次研修  | 毎年2～3回、全職員対象 |

(ハラスメント対策)

第41条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(法令との関係)

第42条 この規程に定めのない事項については、介護保険法、老人福祉法、横須賀市条例、その他関連法令の定めるところによる。

付 則

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年 1月1日から施行する。  
この規程は、平成27年 5月1日から施行する。  
この規程は、平成29年 4月1日から施行する。  
この規程は、平成29年 8月1日から施行する。  
この規程は、平成29年10月1日から施行する。  
この規程は、平成30年 2月1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。  
この規程は、令和 元年 5月1日から施行する。  
この規程は、令和 元年10月1日から施行する。  
この規程は、令和 2年 9月1日から施行する。  
この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。  
この規程は、令和 4年10月1日から施行する。  
この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。  
この規定は、令和 7年 4月1日から施行する。  
この規定は、令和 7年 7月1日から施行する。